

雇 用 2015 こうち

労働市場月報(4月分)

平成27年6月号 No. 563



高知南国道路 なんこく南インターチェンジ

〈今月の記事〉

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| ・ 4月雇用動向 1～9 | ・ 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です 15 |
| ・ 業務改善助成金のご案内 10～11 | ・ 第15回高知県障害者技能競技大会 |
| ・ 新規学校卒業者求人のおしり 12～13 | (アビリンピック高知大会2015) 募集案内 ... 16 |
| ・ 新規高卒者の求人はお早めに!! 14 | |

高知労働局職業安定部

(高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)

最近の雇用失業情勢（平成27年4月）

【ポイント】

- 雇用失業情勢は、穏やかに改善している
- 有効求人倍率は0.92倍で、前月より0.10ポイント上回り、前年同月より0.09ポイント上回った
- 新規求人数は前年同月比で2か月連続で増加
- 新規求職者数は前年同月比で27か月連続減少

1 有効求人倍率

- 県内の有効求人倍率（季節調整値）は過去最高の0.87倍（平成26年12月）を抜く0.92倍で、前月より0.10ポイント上回り、前年同月を0.09ポイント上回った。
- 正社員有効求人倍率（原数値、パートを除く）は0.42倍で、前月を0.01ポイント上回り、前年同月を0.03ポイント上回った。
- 安定所別の有効求人倍率（原数値）は、高知所1.02倍、須崎所0.82倍、四万十所0.63倍、安芸所0.63倍、いの所0.48倍となった。

2 求人の動き

- 新規求人数は、前年同月比8.2%（417人）増の5,517人となり、2か月連続で前年同月比増加。
新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では農、林、漁業（1.7%増）、卸売業、小売業（22.0%増）、学術研究、専門・技術サービス業（20.2%増）、生活関連サービス業、娯楽業（15.2%増）、教育、学習支援業（8.4%増）、医療、福祉（6.7%増）、サービス業（24.3%増）などで増加となり、建設業（2.4%減）、製造業（6.0%減）、運輸業、郵便業（22.2%減）、金融業、保険業（35.7%減）、宿泊業、飲食サービス業（0.7%減）、公務、その他（1.7%減）で減少した。
- パート新規求人を見ると、前年同月比10.1%（213人）増の2,322人で、新規求人全体の42.1%を占めている。
- 有効求人数は、前年同月比7.2%（950人）増の14,145人となり、7か月ぶりに前年同月を上回った。
- 正社員有効求人数（パートを除く）は5,016人で前年同月比2.4%（116人）増となり、前月比では6.3%（297人）増となった。有効求人全数に占める割合は35.5%で前月から2.1ポイント上昇した。

3 求職の動き

- パートを含む新規求職者数は、前年同月比3.0%（161人）減の5,189人となり、27か月連続で前年同月を下回った。このうち、パート求職者は、前年同月比0.9%（13人）減の1,428人で、新規求職者全体の27.5%を占めている。
パートを含む新規常用求職者数5,126人について態様別に前年同月比でみると、在職中の者は6.4%増の930人、離職者は4.0%減の3,651人、無業者は6.5%減の545人となった。離職者の内訳をみると、事業主都合離職者は、前年同月比8.8%減の1,577人、自己都合離職者は前年同月比0.5%減の1,844人となった。
- 有効求職者数は、前年同月比4.2%（722人）減の16,629人となり、26か月連続で前年同月を下回った。
- 正社員有効求職者数は、前年同月比6.0%（765人）減の11,959人となり、前月比では3.4%（392人）増となった。有効求職全数に占める割合は72.0%で前月から0.7ポイント低下した。

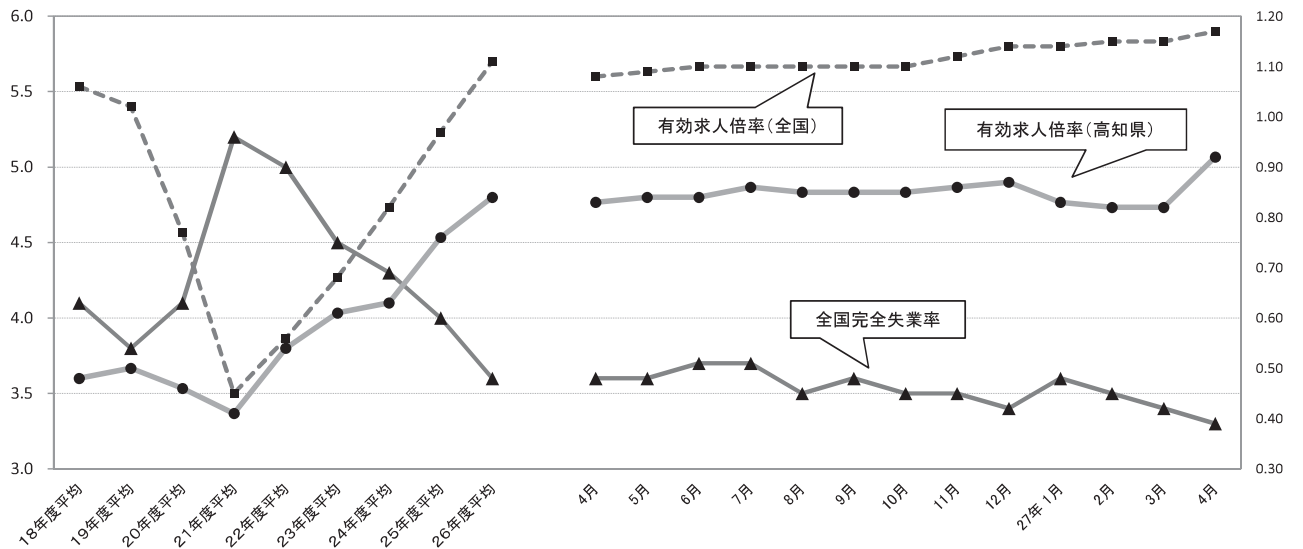
4 就職状況

- 就職件数は、前年同月比11.3%（210件）減の1,655件となり、13か月連続で前年同月を下回った。就職率は31.9%となり、前年同月を3.0ポイント下回った。
就職件数のうちパートは、前年同月比1.8%（10件）減の555件で、就職件数全体の33.5%を占めており、正社員は、前年同月比6.8%（39件）減の532件で、前月比では6.7%（38件）減となり、就職件数全体の32.1%を占めている。

有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値)

完全失業率(%)

有効求人倍率(倍)



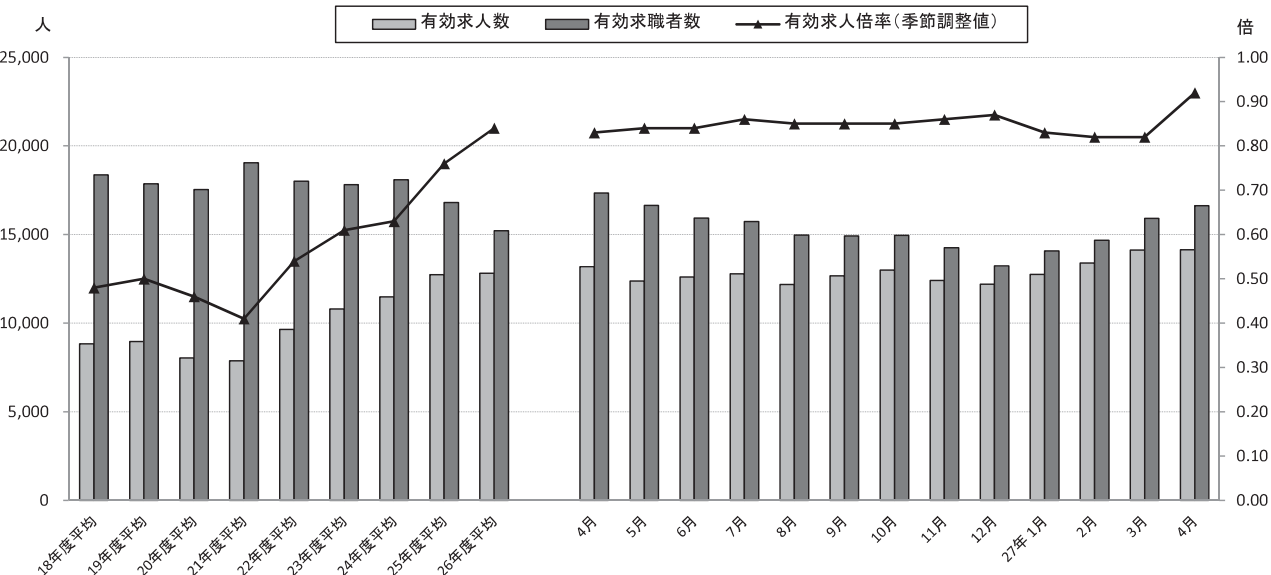
	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年度平均	26年度平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年1月	2月	3月	4月
有効求人倍率(高知県)	0.48	0.50	0.46	0.41	0.54	0.61	0.63	0.76	0.84	0.83	0.84	0.84	0.86	0.85	0.85	0.85	0.86	0.87	0.83	0.82	0.82	0.92
有効求人倍率(全国)	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17
全国完全失業率	4.1	3.8	4.1	5.2	5.0	4.5	4.3	4.0	3.6	3.6	3.6	3.7	3.7	3.5	3.6	3.5	3.5	3.4	3.6	3.5	3.4	3.3

※ 有効求人倍率の季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成26年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ 完全失業率(26年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。)

※ 年度平均は実数値

有効求人数・有効求職者数の推移(実数値)



	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年度平均	26年度平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年1月	2月	3月	4月
有効求人数	8,834	8,971	8,045	7,877	9,647	10,794	11,484	12,729	12,807	13,195	12,377	12,598	12,790	12,188	12,673	12,987	12,403	12,201	12,745	13,396	14,130	14,145
有効求職者数	18,375	17,861	17,538	19,045	18,004	17,815	18,092	16,804	15,225	17,351	16,654	15,938	15,731	14,967	14,927	14,955	14,252	13,243	14,078	14,687	15,918	16,629

※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、有効求人倍率の平成26年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

職 業 紹 介 状 況

項目 年度・月		A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数		D 月間有効求人数	
		常 用	45歳以上		常 用	45歳以上		常 用		常 用	
平成24年度		52,027	50,868	19,015	217,098	214,663	90,623	55,467	48,724	137,813	124,694
25		48,672	47,637	18,088	201,647	199,406	85,465	60,469	52,777	152,748	136,826
26		44,837	43,767	17,367	182,701	180,487	79,679	59,662	52,116	153,683	137,932
平成26年4月		5,350	5,259	2,311	17,351	17,217	7,534	5,100	4,572	13,195	12,041
5		3,774	3,738	1,468	16,654	16,516	7,366	4,809	4,377	12,377	11,337
6		3,328	3,287	1,271	15,938	15,832	7,176	4,996	4,511	12,598	11,584
7		3,850	3,458	1,562	15,731	15,282	7,032	4,956	4,485	12,790	11,764
8		3,177	3,072	1,212	14,967	14,554	6,632	4,320	3,889	12,188	11,196
9		3,874	3,779	1,468	14,927	14,730	6,488	5,122	4,218	12,673	11,208
10		3,686	3,642	1,397	14,955	14,807	6,504	5,414	4,811	12,987	11,597
11		2,845	2,809	1,033	14,252	14,152	6,156	4,150	3,378	12,403	10,893
12		2,751	2,684	1,081	13,243	13,122	5,812	4,367	3,605	12,201	10,521
平成27年1月		4,211	4,092	1,547	14,078	13,874	6,043	5,747	5,143	12,745	11,336
2		3,734	3,721	1,404	14,687	14,541	6,233	5,054	4,415	13,396	11,975
3		4,257	4,226	1,613	15,918	15,860	6,703	5,627	4,712	14,130	12,480
4		5,189	5,126	2,259	16,629	16,522	7,286	5,517	5,009	14,145	12,826
増減比(%)	前 月	21.9	21.3	40.0	4.5	4.2	8.7	▲ 2.0	6.3	0.1	2.8
	前年同月	▲ 3.0	▲ 2.5	▲ 2.3	▲ 4.2	▲ 4.0	▲ 3.3	8.2	9.6	7.2	6.5
安 定 所 別	高 知	3,387	3,361	1,370	10,786	10,738	4,495	4,100	3,750	10,524	9,529
	須 崎	394	386	235	1,192	1,179	648	384	358	982	936
	四 万 十	561	543	252	1,778	1,749	842	426	358	1,119	963
	安 芸	289	280	151	941	927	484	231	213	591	554
	い の	558	556	251	1,932	1,929	817	376	330	929	844

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、求人倍率(季節調整値)の平成26年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

(学卒を除きパートタイムを含む)

E 就 職 件 数					就職率 (%)	求 人 倍 率 (実 数)		求 人 倍 率 (季節調整値)	
	常 用	県 外	45歳以上	(保) 受 給 者	E/A×100	新規C/A	有効D/B	新 規	有 効
17,512	14,486	1,163	5,443	3,912	33.7	1.07	0.63	—	—
17,180	14,345	1,115	5,471	3,825	35.3	1.24	0.76	—	—
15,892	13,347	976	5,338	3,530	35.4	1.33	0.84	—	—
1,865	1,628	105	637	338	34.9	0.95	0.76	1.33	0.83
1,352	1,170	83	403	344	35.8	1.27	0.74	1.34	0.84
1,267	1,074	88	416	304	38.1	1.50	0.79	1.42	0.84
1,316	1,144	86	447	283	34.2	1.29	0.81	1.30	0.86
1,086	943	85	363	258	34.2	1.36	0.81	1.34	0.85
1,290	1,110	78	427	260	33.3	1.32	0.85	1.36	0.85
1,322	1,085	75	432	305	35.9	1.47	0.87	1.33	0.85
1,142	974	75	385	286	40.1	1.46	0.87	1.30	0.86
1,056	813	60	343	288	38.4	1.59	0.92	1.35	0.87
1,095	865	66	398	261	26.0	1.36	0.91	1.27	0.83
1,150	989	84	345	249	30.8	1.35	0.91	1.27	0.82
1,951	1,552	91	742	354	45.8	1.32	0.89	1.35	0.82
1,655	1,403	90	580	295	31.9	1.06	0.85	1.49	0.92
▲ 15.2	▲ 9.6	▲ 1.1	▲ 21.8	▲ 16.7	▲ 13.9 (ポイント)	▲ 0.26 (ポイント)	▲ 0.04 (ポイント)	0.14 (ポイント)	0.10 (ポイント)
▲ 11.3	▲ 13.8	▲ 14.3	▲ 8.9	▲ 12.7	▲ 3.0 (ポイント)	0.11 (ポイント)	0.09 (ポイント)	0.16 (ポイント)	0.09 (ポイント)
974	809	58	335	185	28.8	1.21	0.98	※	※
112	104	4	39	21	28.4	0.97	0.82	※	※
198	163	18	68	33	35.3	0.76	0.63	※	※
149	134	4	49	14	51.6	0.80	0.63	※	※
222	193	6	89	42	39.8	0.67	0.48	※	※

産業別・規模別新規求人状況

産 業		総			数	
		27年4月	26年4月	前年同月比(%)	パートタイム	
					27年4月	26年4月
A, B	農 業 , 林 業 , 漁 業 (01~04)	121	119	▲ 1.7	43	48
C	鉱 業 , 採 石 , 砂 利 採 取 業 (05)	1	0	0.0	0	0
D	建 設 業 (06~08)	363	372	▲ 2.4	14	15
	06 総 合 工 事 業	223	211	▲ 5.7	7	9
E	製 造 業 (09~32)	311	331	▲ 6.0	78	90
	09 食 料 品 製 造 業	106	110	▲ 3.6	50	56
	10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	12	12	0.0	5	5
	11 織 維 工 業	27	29	▲ 6.9	5	2
	12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	10	10	0.0	0	0
	13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	0	3	▲ 100.0	0	0
	14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	26	20	30.0	5	6
	15 印 刷 ・ 同 関 連 業	11	7	57.1	2	0
	16 化 学 工 業	1	2	▲ 50.0	0	0
	17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	0	0	0.0	0	0
	18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	3	4	▲ 25.0	1	4
	19 ゴ ム 製 品 製 造 業	1	0	0.0	0	0
	21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	15	11	36.4	1	0
	22 鉄 鋼 業	7	10	▲ 30.0	0	0
	23 非 鉄 金 属 製 造 業	0	0	0.0	0	0
	24 金 属 製 品 製 造 業	11	9	22.2	1	0
	25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	22	21	4.8	0	0
	26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	13	27	▲ 51.9	1	0
	27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	8	11	▲ 27.3	0	1
	28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	10	11	▲ 9.1	3	9
	29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	6	7	▲ 14.3	3	4
	30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	0	0	0.0	0	0
	31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	10	27	▲ 63.0	1	3
	20, 32 そ の 他 の 製 造 業	12	0	0.0	0	0
F	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 (33~36)	5	0	0.0	0	0
G	情 報 通 信 業 (37~41)	70	49	42.9	0	21
	39 情 報 サ ー ビ ス 業	26	35	▲ 25.7	9	13
H	運 輸 業 , 郵 便 業 (42~49)	147	189	▲ 22.2	27	30
I	卸 売 業 , 小 売 業 (50~61)	1,588	1,302	22.0	1,112	926
	50~55 卸 売 業	188	202	▲ 6.9	74	72
	56~61 小 売 業	1,400	1,100	27.3	1,038	854
J	金 融 業 , 保 険 業 (62~67)	54	84	▲ 35.7	18	29
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業 (68~70)	65	43	51.2	14	16
L	学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 (71~74)	119	99	20.2	12	10
M	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業 (75~77)	420	423	▲ 0.7	280	262
	75 宿 泊 業	127	159	▲ 20.1	69	86
	76 飲 食 店	254	234	8.5	198	165
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業 (78~80)	212	184	15.2	62	78
O	教 育 , 学 習 支 援 業 (81, 82)	103	95	8.4	49	58
P	医 療 , 福 祉 (83~85)	1,306	1,224	6.7	400	364
	83 医 療 業	652	645	1.1	150	146
	85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	654	579	13.0	250	218
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業 (86, 87)	35	57	▲ 38.6	9	17
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の) (88~96)	368	296	24.3	121	72
S, T	公 務 , そ の 他 (97, 98, 99)	229	233	▲ 1.7	73	73
合 計		5,517	5,100	8.2	2,322	2,109
事業所規模別	29人以下	3,708	3,264	13.6	1,779	1,471
	30~99人	1,058	1,079	▲ 1.9	314	395
	100~299人	572	534	7.1	175	183
	300~499人	59	76	▲ 22.4	25	29
	500~999人	53	73	▲ 27.4	11	16
	1,000人以上	67	74	▲ 9.5	18	15

(注) 平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

求人・求職・就職バランスシート(パートを含む常用)

27年 4月

	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職(人)			就職件数(人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	0.78	12,826	16,522	7,248	9,252	1,403	562	840
管理的職業	1.58	52	33	27	6	5	4	1
専門的・技術的職業	1.26	2,582	2,052	676	1,374	258	60	198
建築・土木技術者等	3.05	409	134	121	12	13	12	1
医師、薬剤師等	6.61	185	28	6	22	0	0	0
保健師、助産師、看護師	1.48	809	547	29	518	75	4	71
社会福祉の専門的職業	0.90	386	431	86	344	61	17	44
事務的職業	0.24	1,013	4,173	763	3,408	280	29	251
一般事務員	0.18	709	3,880	642	3,237	238	22	216
会計事務員	0.63	91	145	44	101	21	2	19
販売の職業	2.09	2,803	1,341	603	736	82	47	35
サービスの職業	1.46	3,241	2,221	673	1,544	300	87	212
介護サービスの職業	1.21	1,093	900	244	656	111	30	81
保健医療サービス	1.29	189	146	33	113	35	11	24
生活衛生サービス	2.17	226	104	21	83	10	3	7
飲食物調理の職業	1.36	727	535	192	341	64	20	44
接客・給仕の職業	2.17	833	383	121	260	31	7	23
保安の職業	3.17	238	75	72	3	20	16	4
農林漁業の職業	0.70	148	210	161	49	47	38	9
生産工程の職業	0.96	957	996	696	298	125	91	34
金属材料製造等	1.33	183	138	136	2	29	28	1
製品製造・加工処理	1.22	563	460	232	227	74	43	31
機械組立の職業	0.36	60	169	142	27	4	4	0
機械整備・修理の職業	0.92	83	90	89	1	9	9	0
生産関連・生産類似	0.44	42	95	64	30	3	3	0
輸送・機械運転の職業	0.79	354	450	444	6	55	55	0
定置・建設機械運転	1.56	75	48	48	0	6	6	0
建設・採掘の職業	1.05	561	535	527	8	49	49	0
建設躯体工事の職業	2.74	85	31	30	1	3	3	0
建設の職業	0.91	89	98	94	4	6	6	0
電気工事の職業	0.74	69	93	92	1	7	7	0
土木の職業	1.02	318	313	311	2	33	33	0
運搬・清掃等の職業	0.21	877	4,120	2,410	1,704	182	86	96
運搬の職業	0.48	233	483	432	50	46	33	13
清掃の職業	0.78	341	438	215	223	44	18	26
その他の運搬等の職業	0.08	268	3,182	1,761	1,416	78	34	44
分類不能の職業	0.00	0	316	196	116	0	0	0

(注) 求職申込書における「性別」欄の記入が任意のため、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

(注) 平成24年4月から職業分類を改定。

正社員の職業紹介状況（パートタイムを除く常用）

年度・月	項目	正社員	正社員	正社員	正社員	常用	正社員	正社員
		新規求人数	有効求人数	就職件数	充足数	フルタイム 有効求職者数	有効求人 倍率	充足率
平成24年度		18,635	49,530	5,877	5,752	163,170	0.30	30.9
25		20,879	55,966	5,903	5,801	148,745	0.38	27.8
26		21,121	57,287	5,778	5,697	131,545	0.44	27.0
平成26年4月		1,895	4,900	571	563	12,724	0.39	29.7
5		1,894	4,790	497	490	12,067	0.40	25.9
6		1,612	4,758	487	476	11,509	0.41	29.5
7		2,049	4,941	505	491	11,257	0.44	24.0
8		1,552	4,647	437	419	10,653	0.44	27.0
9		1,841	4,896	504	499	10,722	0.46	27.1
10		1,988	4,940	476	480	10,671	0.46	24.1
11		1,363	4,606	434	426	10,203	0.45	31.3
12		1,566	4,481	404	393	9,502	0.47	25.1
平成27年1月		2,158	4,834	422	417	10,098	0.48	19.3
2		1,537	4,775	471	472	10,572	0.45	30.7
3		1,666	4,719	570	571	11,567	0.41	34.3
4		1,836	5,016	532	513	11,959	0.42	27.9
増減比(%)	前月	10.2	6.3	▲ 6.7	▲ 10.2	3.4	0.01 (ポイント)	▲ 2.8 (ポイント)
	前年比	▲ 3.1	2.4	▲ 6.8	▲ 8.9	▲ 6.0	0.03 (ポイント)	▲ 1.8 (ポイント)
安定所別	高知	1,339	3,722	332	356	7,739	0.48	26.6
	須崎	132	395	34	29	847	0.47	22.0
	四万十	147	376	57	50	1,300	0.29	34.0
	安芸	75	175	27	19	680	0.26	25.3
	いの	143	348	82	59	1,393	0.25	41.3

(注) 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数

充足率＝正社員充足数／正社員新規求人数×100

なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

パートタイムの状況

項目 年度・月		新規求職 申込件数	新規求人数	月間有効 求職者数 (A)	月間有効 求人数 (B)	就職件数	有効求人 倍率(実数) (B)／(A)
		平成24年度	12,141	23,038	51,696	57,636	5,242
25	11,893	25,141	50,820	63,634	5,008	1.25	
26	11,432	24,540	49,135	62,973	4,807	1.28	
平成26年4月	1,441	2,109	4,512	5,510	565	1.22	
5	996	1,910	4,468	5,152	411	1.15	
6	829	2,380	4,341	5,435	400	1.25	
7	807	1,845	4,036	5,360	388	1.33	
8	813	1,767	3,912	5,080	300	1.30	
9	1,013	2,035	4,022	5,010	383	1.25	
10	989	2,234	4,152	5,154	400	1.24	
11	733	1,822	3,967	5,075	335	1.28	
12	676	1,668	3,638	4,931	350	1.36	
平成27年1月	1,098	2,263	3,793	4,943	324	1.30	
2	934	2,166	3,985	5,394	330	1.35	
3	1,103	2,341	4,309	5,929	621	1.38	
4	1,428	2,322	4,582	5,867	555	1.28	
増減比 (%)	前月	29.5	▲ 0.8	6.3	▲ 1.0	▲ 10.6	▲ 0.10 (ポイント)
	前年比	▲ 0.9	10.1	1.6	6.5	▲ 1.8	0.06 (ポイント)
安定所別	高知	931	1,840	3,014	4,533	327	1.50
	須崎	112	156	333	374	37	1.12
	四万十	144	140	449	401	65	0.89
	安芸	74	89	249	212	54	0.85
	いの	167	97	537	347	72	0.65

雇 用 保 険 の 状 況

項目 年度・月	適 用 事業所 数	被 保 険 者 数 (A)	資 格 取 得 者 数	資 格 喪 失 者 数	う ち 事 業 主 都 合 離 職 数	一 般			高 齢 受 給 者 数	特 例 受 給 者 数	基 本 受 給 率 B/(A+B) ×100 (%)	日 雇 受 給 者 実 人 員	
						受 資 格 決 定 数	基 本						
							初 回 受 給 者	受 給 者 実 人 員 (B)					
平成22年度	13,537	184,920	42,416	38,315	4,054	12,556	10,996	4,318	65	86	2.3	170	
23	13,615	187,298	41,572	39,594	3,850	13,111	11,477	4,353	71	77	2.3	167	
24	13,615	187,596	40,900	40,764	3,905	12,883	11,224	4,333	85	80	2.3	155	
25	13,630	188,660	41,094	39,467	3,321	11,840	10,203	3,912	97	77	2.0	154	
26	13,668	190,308	40,449	39,164	3,045	10,848	9,121	3,418	108	53	1.8	152	
平成26年4月	13,701	187,960	7,383	7,785	528	1,964	1,036	3,349	286	20	1.8	157	
5	13,706	190,356	5,428	2,997	400	968	1,194	3,781	167	60	1.9	149	
6	13,719	190,910	2,861	2,356	188	738	653	3,727	94	18	1.9	149	
7	13,738	190,426	2,953	3,423	205	826	842	3,804	104	54	2.0	150	
8	13,730	189,912	2,409	2,878	155	792	721	3,589	69	107	1.9	157	
9	13,618	190,212	3,129	2,816	157	826	628	3,481	85	90	1.8	152	
10	13,616	190,510	3,217	2,927	255	1,020	737	3,329	124	72	1.7	150	
11	13,609	190,995	2,783	2,268	243	693	646	3,142	54	33	1.6	149	
12	13,626	191,612	2,714	2,106	226	688	702	3,227	63	25	1.7	149	
平成27年1月	13,638	190,604	2,506	3,510	202	896	718	3,285	73	65	1.7	152	
2	13,654	190,666	2,381	2,326	261	682	666	3,168	93	92	1.6	154	
3	13,657	189,532	2,685	3,772	225	755	578	3,133	86	0	1.6	153	
4	13,674	189,455	7,325	7,426	578	1,828 (7)	1,066 (3)	3,317 (8)	255	22	1.7	151	
増減比 %	前 月	0.1	▲ 0.0	172.8	96.9	156.9	142.1	84.4	5.9	196.5		0.1	▲ 1.3
	前年同月	▲ 0.2	0.8	▲ 0.8	▲ 4.6	9.5	▲ 6.9	2.9	▲ 1.0	▲ 10.8	10.0	0.0	▲ 3.8
安 定 所 別	高 知	8,685	137,125	5,550	5,321	441	1,120	684	2,104	159	1	1.5	109
	須 崎	1,461	15,438	473	641	34	188	96	273	32	7	1.7	1
	四 万 十	1,616	15,521	582	665	47	252	141	411	14	10	2.6	0
	安 芸	852	8,240	311	337	31	115	77	264	19	4	3.1	0
	い の	1,060	13,131	409	462	25	146	65	257	31	0	1.9	41

(注) 年度の適用事業所数・被保険者数・受給者実人員・受給者数は月平均。

(注) 日雇受給者実人員は、同一人が複数安定所で受給が可能のため安定所計と必ずしも一致しない。

(注) () 内は船員保険で内数。当月分のみ記載。

業務改善助成金のご案内

～賃金の引上げを行いませんか～

働きやすい職場作り
in 高知

業務改善助成金とは…

○事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を40円以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を国の予算の範囲内で助成するものです。

支援内容は…

○労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の業務改善に係る経費の2分の1（企業規模30人以下の事業場は4分の3）が助成されます。（助成上限額は下表のとおりです。）

引上げ対象労働者数	引上げ額	助成上限額
1～9人	40～59円	100万円
	60円以上	100万円
10～14人	40～59円	100万円
	60円以上	130万円
15～19人	40～59円	100万円
	60円以上	140万円
20人以上	40～59円	100万円
	60円以上	150万円

助成金の支給を受けるために必要なことは…

- ①事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を引き上げる賃金引上計画書を策定し、引上げを実施すること。
- ②労働能率の増進に資する設備・機器等の導入を実施すること。
(具体的な設備・機器等の導入事例は11ページを参照ください。)



業務改善の投資を行い、賃金の引上げが必要です。



お問い合わせ先	所在地
高知労働局労働基準部賃金室	高知市南金田1-39 労働総合庁舎 3階 ☎ 088-885-6024 FAX 088-885-6038

厚生労働省高知労働局

高知県における業務改善助成金の活用事例

事業の種類	業務改善の内容	業務改善の内容
社会福祉施設	車椅子用リフト付き車両の導入し、送迎における作業能率の効率化を行った。	助成金額 【1,000,000円】 引上額 【700円→740円】
社会福祉施設	階段専用車椅子、車椅子用対応型体重計を購入し、介護者への介助の効率化を行った。	助成金額 【1,000,000円】 引上額 【734円→784円】
食料品製造業	瓶洗浄機、充填機の導入により、手作業による瓶の洗浄、キャップ締を自動化し作業の効率化を行った。	助成金額 【988,000円】 引上額 【750円→790円】
食料品製造業	冷凍庫を増設し、製品受渡場の近くに設置することで、運び出しの負荷が軽減され作業時間を短縮し効率化を行った。	助成金額 【1,000,000円】 引上額 【756円→796円】
卸売業	真空包装器を購入し、製品の真空パック化作業時の待ち時間が半減され、また、電動鱗取り機の購入により手作業だった鱗取りを自動化することで工程の時間短縮を行った。	助成金額 【1,000,000円】 引上額 【700円→740円】
飲食店	POSレジシステムを導入することで、メニュー別売上状況分析や商品の在庫管理、棚卸作業等の効率化を行った。	助成金額 【980,000円】 引上額 【670円→710円】
技術サービス業	遠赤外線カメラを導入することで踏査時間の短縮による労働能率の効率化を行った。	助成金額 【1,000,000円】 引上額 【750円→800円】
建設業	オートベンダー（鉄筋自動曲げ機）を増設することで製品の様々な形状加工ができるようになり業務の効率化を行った。	助成金額 【1,000,000円】 引上額 【750円→790円】

○業務改善や賃金引上げ、経営課題や労務管理の無料相談窓口として、「全国最低賃金総合電話相談センター」が設けられています。高知県においても、「高知県最低賃金総合相談支援センター」（高知県社会保険労務士会へ委託）が設けられ、最低賃金引き上げにより影響を受ける中小企業事業主に対して専門家派遣などの支援をします。

全国最低賃金総合電話相談センター

 0120-311-615

ホームページ(メール相談先)
<http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

高知県最低賃金総合相談支援センター

 088-833-1151

開所日 原則水曜日 午前9時から午後5時まで

求人のおしり

新規学校卒業生の雇用機会の確保のために、求人者の早期提出にご協力をお願いします。

1. 新規学校卒業者を募集する場合には

○ 新規高等学校卒業生

①新規高等学校卒業者を対象とした求人は、**求人事業所管轄の職業安定所へ求人申込書（高卒）により申込をしてください。** ※事業主の親族関係者以外の縁故募集や直接募集、委託募集は行ってはならないこととなっています。

②仕事の内容については、どのような機械、機器、道具を使って、どのような仕事をするか、具体的に記入してください。また、「超過勤務の実態」「福利厚生制度の詳細や利用状況」「過去の新卒者等の採用状況及び定着状況」「入社後の処遇（研修内容、将来の待遇、転勤、営業ノルマの有無等）」等につきましても、可能な限り補足事項欄や特記事項欄等に記入してください。

③求人申込書の確認・求人票の交付・学校への申込みについて

求人申込書を職業安定所に提出してください。職業安定所で確認印を押印し求人票（高卒）を交付しますので、確認印の押印された求人票（写）を各高等学校に送付又は持参して求人申込みを行ってください。

④高等学校生の応募書類は**全国統一応募書類を使用**してください。

⑤「応募」について

高校生の応募につきましては、**採用選考開始日（9月16日）から9月30日までは、1人1社制応募となります。（1人が応募できるのは1社まで）10月1日からは事業所の了解のもと複数応募（1人2社以内）**が可能となっております。採用選考につきましては、**出来る限り早期の選考・早期通知**をお願いします。

⑥選考方法を追加・変更される場合は、できるだけ早く学校及び学生に文書で通知するようお願いします。

⑦採否の決定について

採否は選考後速やかに決定し、「採否決定通知書」を2部（本人及び学校分）作成して、必ず出身学校長へ遅滞なく送付してください。（本人宛に直接送付しないでください。）

標準的な選考期間：1週間～10日間程度

不採用の場合は、今後の生徒指導、職業紹介に役立てますので、具体的、詳細な理由を出身学校へ必ずお知らせください。（応募書類は出身校へ必ず返送してください。）

⑧採用された生徒の**入社日は、できるだけ3月20日以降4月1日まで**をお願いします。

求人者の申込みにあたって（定時制・通信制課程生徒に対する配慮について）

求人は**特定の高等学校に限定しないで、出来る限り広く多くの生徒に応募と採用の機会を与える**よう、特にご理解をお願いします。また、定時制や通信制高等学校卒業生は、修学年限等の制度を除いては、全日制課程と同等異なるところがありません。種々の困難な条件を克服しながらも、旺盛な勤労意欲と積極的な勤勉意欲に燃えて頑張っているこれらの**勤労学生に対しては、全日制と同様に求人者の申込み**をお願いするとともに、採用後もこれらの生徒が希望をもって働けるよう、格別のご援助をお願いします。

○ 新規大学等卒業生（短大・高専・専修含む）

求人者の申込みは、各学校へ提出・受理しておりますが、職業安定所に申込みいただきますと、**全国の新卒応援ハローワーク及び職業安定所やハローワークインターネットサービスで公開することができます。**

また、希望により職業紹介事業を行う地方自治体や民間職業紹介事業者に、オンラインにより求人情報を提供することができます。職業安定所に求人者を提出する場合は、求人申込書【大卒等】を事業所管轄の職業安定所に提出していただくこととなります。

①大学等卒業予定者の採用・就職活動に係る取扱い

現在、大学生等の就職活動の早期化・長期化により正常な学校教育の実施が困難になっていることから、大学等卒業予定者の採用・就職活動にあたっては、大学側は「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」、企業側は「新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」をそれぞれ定め、双方を尊重した採用活動・就職の取扱いを行っておりますので、**採用選考活動の早期開始の自粛など、倫理憲章の遵守**についてよろしくをお願いします。なお、採用選考期日等につきましては、裏面をご確認ください。

2. 新規学校卒業者の採用選考期日等一覧

中学校・高等学校	中学校	高等学校	注意事項
求人受理の開始 ※公共職業安定所のみ求人受理	6月20日以降	6月20日以降	事業所管轄安定所に申込み
求人公開の開始	7月1日以降	7月1日以降	7月1日以降事業所から各学校・安定所に送付。学校訪問も原則として求人票公開以降。
学校からの推薦（応募）開始	1月1日以降	9月5日以降 (10月1日以降1人2社まで応募可能)	求人者独自の社用紙は認めない。
採用選考開始	1月1日以降	9月16日以降	学校からの推薦後速やかに選考・採否通知をお願いします。
入社日	4月1日以降	できるだけ 3月20日以降 4月1日まで	学校・本人への通知は文書にてお願いします。

※高卒者の推薦開始、採用選考開始は高等学校就職問題検討会議（3月開催：全国高等学校長協会・主要経済団体・厚労省・文科省）での取り決めにより行っています。

大学・短大・高専・専修学校	大学側申合せ・企業側倫理憲章	公共職業安定所での取扱い
広報活動の開始	3月1日以降	—
求人受理の開始	自主的判断	3月1日以降
求人の展示・公開の開始	自主的判断	8月1日以降
選考活動の開始	8月1日以降	—
学校推薦の開始	8月1日以降	—
正式内定の開始	10月1日以降	—

※大学側は「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」、企業側は「新規卒業者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」をそれぞれ定め、双方を尊重した採用活動・就職の取扱いを行っています。

3. 「青少年雇用機会確保指針」について

意欲・能力があるにもかかわらず、厳しい就職環境の時期にあったため、在学中に就職が決まらず就職浪人する既卒者が数多い中、こうした人たちに新卒雇用の門戸を閉ざすことは、企業にとっても大きな損失です。

このため、平成22年11月15日、雇用対策法第7条および第9条に基づき、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」に、新卒採用にあたって、少なくとも卒業後3年間は応募できるようにすることなどが追加されました。

つきましては、本指針に沿って、学校等を卒業後少なくとも3年以内の方は新卒枠での応募受付を行うなど、将来ある若い方が就職のスタートラインにたてるよう、若者の雇用機会の拡大にご協力をお願いします。

4. 公正な採用選考をめざして

公正な採用選考を行うためには、**本人の能力・適性などと直接関係のないと考えられること**について書類の提出を求めたり、採用選考の過程において質問や記入を求めることのないようお願いします。

5. 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消しについて

事業主が新規学校卒業者に係る募集の中止及び募集人員の削減（大学・短大・高専・専修学校については、当初の募集人員より30人以上かつ、3割以上減じようとする場合に限る。）、採用内定取消し並びに入職時期繰下げを行おうとする場合には、あらかじめ**職業安定所又は学校に対してその旨を通知する義務**があります。また、平成21年1月に職業安定法施行規則が一部改正されたことにより、採用内定取消しを行った場合（・2年以上連続しての内定取消しを行った場合・同一年度内に10名以上の内定取消しを行った場合・事業活動の縮小を余儀なくされていると明らかに認められない内定取消しを行った場合など）には、**企業名が公表されることがあります**ので、ご注意願います。

詳しくは、高知労働局又はお近くのハローワークにお問合わせください。

高知労働局 tel (088)885-6051 ハローワーク高知（学卒コーナー） tel (088)878-5342

ハローワーク香美 tel (0887)53-4171 ハローワーク須崎 tel (0889)42-2566

ハローワーク四万十 tel (0880)34-1155 ハローワーク安芸 tel (0887)34-2111 ハローワークいの tel (088)893-1225

2015.02

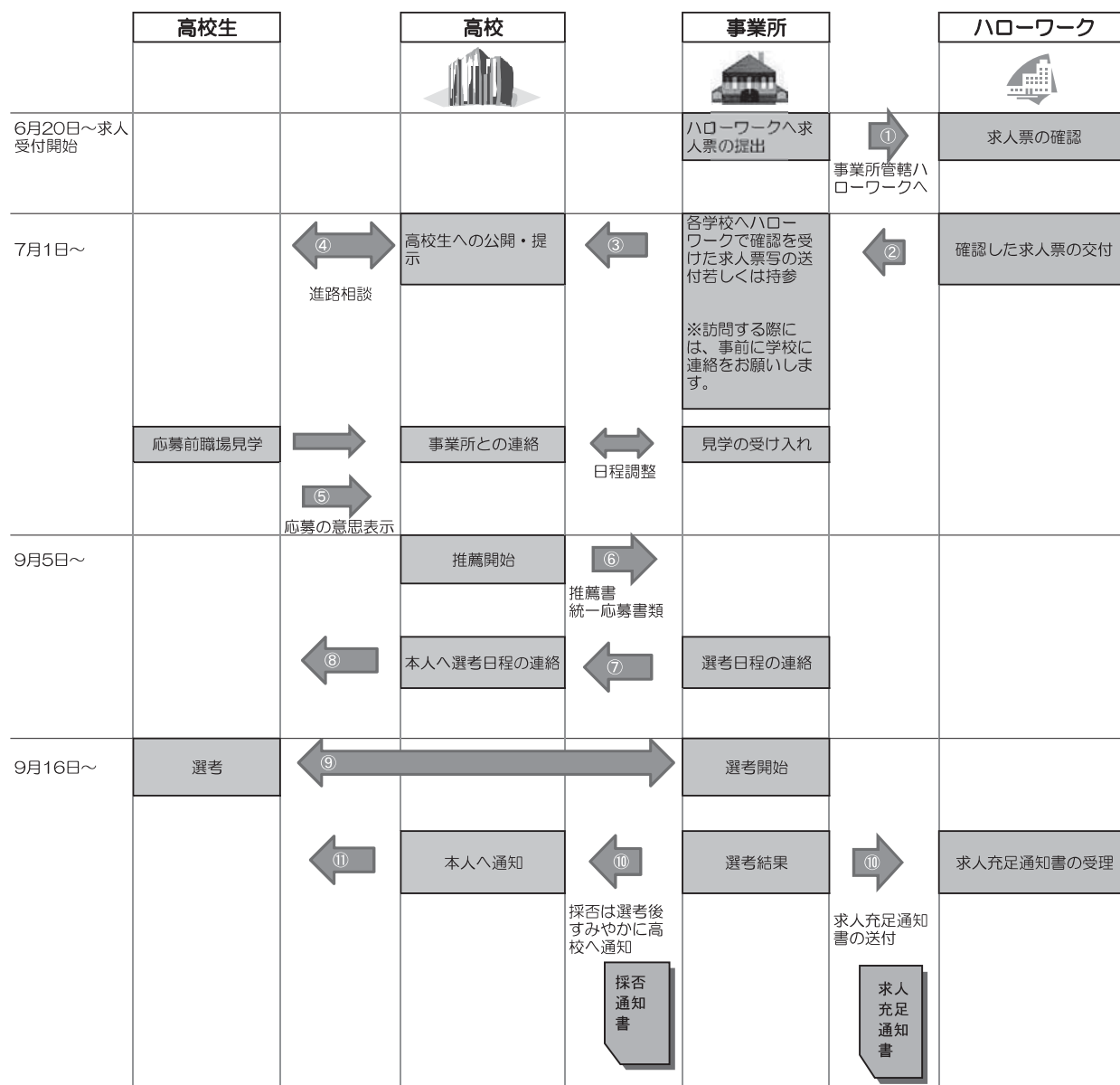
事業主の皆様へ 新規高等学校卒業予定者の求人提出はお早めに！！

新規高等学校卒業予定者の採用に当たっては、下記の日程等のルールが決められています。

夏休み期間中に多くの高校生が進路を決定していますので、平成27年7月中旬までに求人を提出いただければ、進路選択の幅が広がり、県内就職者の増加や地域の定住者増につながります。そのために「求人票」の早期提出（6月22日（月）～）にご協力をお願いします。

詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

平成27年度新規高等学校卒業予定者の採用プロセス



※新規高等学校卒業予定者の応募については、高知県高等学校就職問題検討会議の「応募・推薦に係る申告せ」により10月1日からは事業所の了解のもと複数応募（1人2社以内）が可能となっています。

なお、新規高等学校卒業予定者を対象とする募集活動について、「直接募集」及び「委託募集」の禁止等規制措置がとられていますので、公正な募集活動をお願いします。

※採用内定の取消しは、高校生の進路を大きく変えることとなりますので、採用内定を取り消さないようお願いいたします。

高知労働局・ハローワーク

27.5.13

「外国人雇用はルールを守って適正に

～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を～

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

我が国において増加傾向にある外国人労働者について、その適正な雇用・労働条件を確保するとともに、不法就労の防止を図るため、政府では毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めています。

厚生労働省では、当月間において、事業主、事業主団体等をはじめ、広く国民全般を対象に外国人労働者問題に関する周知・啓発を行うこととしています。

☆ 外国人を雇用する事業主のみなさまへ

ご存じですか？

雇入れ・離職の際の届出と雇用管理は事業主の責務です！

雇用対策法（平成19年10月1日施行）に基づき

- ① 外国人雇用状況報告制度が義務付けられました。
- ② 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針が作成されました。

I. 外国人の雇用状況を適切に届け出ていますか？

外国人労働者（特別永住者等を除く）の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格、在留期間等を、ハローワークへ届出ることが義務付けられています。

届出はハローワーク窓口の他、ハローワークインターネットサービスからの申請もできます。

(URL <https://www.hellowork.go.jp/index2.html>)

II. 外国人労働者の雇用管理を適切に行っていますか？

外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務が課されました。事業主の方が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容、再就職の促進に関するポイントについて定めていますので、これに沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

(厚生労働省 HP⇒<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>)

平成24年5月7日から「高度人材に対するポイント制」が始まりました！

「ポイント制」とは、高度人材（現在でも就労が認められている外国人のうち高度な資質・能力を有すると認められるもの）の受け入れを促進するため高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を与える制度です。制度の詳細は法務省入国管理局 HP を参照ください。

(法務省入国管理局 HP⇒http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html)

* 「ポイント制」の対象となる方の在留資格は「特定活動」となります。外国人雇用状況の届出には、外国人登録証(24年7月9日以降は在留カード)のみでは具体的な活動類型が確認できないので、旅券に添付されている「指定書」を確認の上、届出いただくようお願いいたします。

高知労働局 ・ ハローワーク

募集案内

第15回高知県障害者技能競技大会

アビリンピック高知大会 2015

日時

平成27年7月4日(土)9時~15時

場所

ポリテクセンター高知
住所:高知市棧橋通4丁目15-68

競技
種目

- | | |
|----------------------------|-------|
| ①ワード・プロセッサ(A・Bコース) | 定員20名 |
| ②表計算 (A・Bコース) | 定員10名 |
| ※Aコース(上級者コース)、Bコース(初級者コース) | |
| ③パソコン操作(対象:視覚障害者) | 定員 5名 |
| ④喫茶サービス | 定員15名 |
| ⑤DTP | 定員 5名 |
| ⑥ビルクリーニング | 定員10名 |

参加
申込

参加申込書に必要事項をご記入いただき、下記へ郵送をお願いいたします。
申込締切日 平成27年6月5日(金)

同時開催

ミニコンサート、障害者雇用支援月間ポスター原画作品展等

お問い合わせ・申込先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部 高齢・障害者業務課
(平成27年4月1日より、高知高齢・障害者雇用支援センターは、名称を変更いたしました。)

○住所・電話番号・FAX

〒780-8010 高知市棧橋通4丁目15-68 TEL:088-837-1160 FAX:088-837-1163

■主催:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部

■後援:(予定)高知労働局/高知県/公益財団法人高知県身体障害者連合会/一般社団法人高知ビルメンテナンス協会
/高知県ビル総合管理協同組合/NHK高知放送局/RKC高知放送/KUTVテレビ高知/KSSさんさんテレビ
/高知新聞社/読売新聞高知支局/朝日新聞高知総局

■協賛:高知北ライオンズクラブ

“メールマガジン募集”当機構のホームページのバナーからご確認ください。

<http://www.jeed.or.jp/>

から



をクリック

JEED

検索

用語の説明

- 一 般＝「パートタイム」以外のものをいう。なお、雇用期間の定めにより「常用」「臨時・季節」に分けられる。
- 常 用＝雇用契約において、雇用期間の定めがない、または、4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- パートタイム＝「パートタイム」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものをいう。
 なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇的パートタイム」に分けられる。
- 新規求職申込件数＝期間中に自安定所で新たに受付けた求職申し込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数＝「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 就 職 件 数＝自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。
- ⑤受給者の就職件数＝受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。
- 求 人 倍 率＝求職者1人当たり、求人がどれだけあるかをみるもので、次の式で計算される。
- $$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \quad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}}$$
- 新 規 求 人 数＝期間中に新たに受けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数＝「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 受 給 者 実 人 員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。
- 季 節 調 整 値＝1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値である。
 （労働関係の季節調整は、厚生労働省においてセンサス局法Ⅱ（X-12）を使用している。）

高知労働局職業安定部のご案内

〒780-8548 高知市南金田1-39

職業安定課	電話 (088) 885-6051	FAX (088) 885-6064
職業対策課	電話 (088) 885-6052	FAX (088) 885-6065
地方訓練受講者支援室	電話 (088) 888-6600	FAX (088) 885-6065

ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

- ハローワーク高知 〒781-8560 高知市大津乙2536-6
 電話 (088) 878-5320 FAX (088) 878-5341
- 附属機関 〒780-0822 高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル4F
 ハローワークジョブセンターはりまや
 職業紹介コーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480
 キャリアアップコーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480
 就職支援コーナー 電話 (088) 885-5835 FAX (088) 885-5836
 U・Iターン相談コーナー 電話 (088) 882-0845
- 附属機関 〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3F
 高知新卒応援ハローワーク（若者相談コーナー）
 電話 (088) 802-2076 FAX (088) 802-2072
- 香美出張所 〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10
 電話 (0887) 53-4171 FAX (0887) 53-2291
- ハローワーク須崎 〒785-0012 須崎市西糺町4-3
 電話 (0889) 42-2566 FAX (0889) 42-2569
- ハローワーク四万十 〒787-0012 四万十市右山五月町3-12
 電話 (0880) 34-1155 FAX (0880) 34-4996
- ハローワーク安芸 〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4
 電話 (0887) 34-2111 FAX (0887) 35-3474
- ハローワークいの 〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1
 電話 (088) 893-1225 FAX (088) 893-1226